

検便検査業務契約書（案）

- 1 業務名 奈良市一時保護課及び幼保こども園課職員等の検便検査
- 2 契約単価金額 一件 金 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 3 契約期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 4 契約保証金 免除する。

奈良市（以下「発注者」という。）と

（以下「受注者」という。）とは、頭書の業務（以下「業務」という。）について上記事項及び次の条項により契約を締結し、仕様書に従い、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者

(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書のとおり検便検査を実施するものとする。また、仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(再委託等の禁止)

第2条 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第4条 受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の終了後、又は契約が解除された場合も同様とする。

2 受注者は、業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合においては、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(調査等)

第5条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して業務の執行状況等について調査し、または報告を求めることができる。

(業務完了の報告及び確認等)

第6条 受注者は、検体の引き渡しから30日以内に検査を完了するものとし、速やかに検査結果を示した報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

(代金の支払い)

第7条 受注者は、業務の完了について発注者の確認を受けた後、当月の検体数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額を請求するものとする。なお、これにより生じた1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞に対する損害金等)

第8条 受注者の責めに帰する理由により、期限までに検査を完了できないときは、受注者は、発注者に対して、損害金を支払うものとする。

2 前項の損害金の額は、期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、契約単価に当該検体数を乗じて得た額に対し、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額が千円未満であるときは、この限りでない。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第7条の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第9条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(発注者の解除権)

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者がこの契約を履行することができないと発注者が認めたとき。
- (2) 受注者又はその使用人が検査若しくは監督に際し、発注者の指示に従わず、又は職務の執行を妨げ、若しくは詐欺その他の不正行為をしたとき。
- (3) 受注者又はその使用人がこの契約事項に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(談合その他不正行為による解除等)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

(4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45条）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(暴力団排除措置による解除等)

第12条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(8) 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

(受注者の解除権)

第13条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。

(1) 第9条の規定により、契約単価に予定数量を乗じて得た額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条の規定により、中止の期間が契約期間の2分の1以上に達したとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等に係る違約金)

第14条 受注者は、この契約に関して、第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、契約単価に予定数量を乗じて得た額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(補則)

第16条 受注者は、この契約に定めるほか、この契約の履行にあたっては、関係法令及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）を遵守しなければならない。

2 この契約について、疑義があるとき及びこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。